

2017年6月9日

文化審議会著作権分科会会長
道垣内正人様

教育利用に関する著作権等管理協議会
座長 瀬尾太一

規制改革推進会議答申「高等学校の遠隔教育 における著作権法上の問題の解決」について

5月23日の規制改革推進会議答申で言及されている「高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決」について、当協議会から意見を述べさせていただきます。

I C T（情報通信技術）の積極的な利用によって、地域格差の解消など、教育システムを改善する取り組みは、当協議会も喫緊の課題だと認識しております。

今回、規制改革推進会議がまとめられた答申では、高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題について指摘がありました。現在の教育現場における著作物利用の仕組みに改善すべき点があることを、私たちも認識しております。

このような認識のもと、関係者間の調整を行い、4月26日に文化審議会著作権分科会の報告書がまとまりました。これは、ライセンスによる著作物の利用許諾が通常であるところ、I C T活用教育について補償金制度を伴う権利制限規定を導入するものであり、教育現場での著作物の利用環境を大幅に改善する最善の方法だと確信しております。

しかしながら、分科会の報告書の内容に沿って制度が導入された場合に、その運用段階において遠隔教育を推進するインセンティブが失われることとなるならば、それは私たちの本意とするところではありません。

著作権法改正が実現し、補償金付権利制限規定が導入された場合、権利者と教育関係者が協議して補償金制度の内容を決定し、運用します。その過程において、人口減などで学校の維持が困難になっている地域の高校などでの「40人以下の同時双方向型の遠隔授業」における著作物の利用については特別な配慮をもって対応するなど、当協議会としては、規制改革推進会議の意見を十分尊重し、教育における著作物の利用と正当な権利保護とのバランスを保って、決定、運用にあたりたいと考えております。

教育のI C T化の早期実現と、バランスよく使いやすい著作物の利用環境の整備が実現されることを、願っております。

教育利用に関する著作権等管理協議会

(37 団体)

- 公益社団法人日本文藝家協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 協同組合日本シナリオ作家協会
- 一般社団法人日本写真著作権協会
 - 公益社団法人日本写真家協会
 - 公益社団法人日本広告写真家協会
 - 一般社団法人日本写真文化協会
 - 公益社団法人日本写真協会
 - 一般社団法人日本写真作家協会
 - 一般社団法人日本スポーツプレス協会
 - 日本肖像写真家協会
 - 全日本写真連盟
 - 日本自然科学写真協会
 - 日本風景写真協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
 - 一般社団法人日本美術家連盟
 - 公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会
 - 一般社団法人日本児童出版美術家連盟
 - 一般社団法人日本図書設計家協会
 - 一般社団法人日本理科美術協会
 - 一般社団法人日本出版美術家連盟
 - 一般社団法人東京イラストレーターズソサエティ

- 公益社団法人日本漫画家協会
- 一般社団法人マンガジャパン

- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 一般社団法人学術著作権協会
- 一般社団法人日本新聞協会
- 公益社団法人日本専門新聞協会

- 一般社団法人自然科学書協会

一般社団法人日本医書出版協会

一般社団法人出版粋会

一般社団法人日本楽譜出版協会

一般社団法人日本電子書籍出版社協会

一般社団法人日本音楽著作権協会

一般社団法人日本レコード協会

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

以上